

特定非営利活動法人

ハンド・イン・ハンド

定 款

制定 平成15年3月30日

特定非営利活動法人 ハンド・イン・ハンド 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ハンド・イン・ハンドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、路上生活者や高齢者、障害者の自立活動を支援する事業ならびに不登校等の子どもに対する生活学習事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動 /
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動 /
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 路上生活者を対象とした小規模自立支援事業
 - ①生活支援（食事提供。生活支援物資の配布。住宅の紹介。生活保護申請の同伴）
 - ②就労支援（求人開拓の実施）
 - ③生活・健康相談（一人ひとりのニーズを把握する相談の実施）
 - (2) 高齢者を対象とした介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業 /
 - (3) 障害者を対象とした小規模デイホームサービス事業
 - (4) 子どもの教育格差是正の為の生活学習事業 /
 - (5) 地域社会で暮らす人々の福祉コミュニティづくり事業 /
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 /
2. その他の事業 /
- (1) 斡旋及び販売 /
 - (2) 役務の提供 /

3. その他の事業は、特定非営利活動にかかる事業に支障のない限り行うものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動にかかる事業のために使用する。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(種別及び定款)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
2. 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

3. 理事のうち、常務理事1人、専務理事2人を置くことができる。

(選任)

第14条 理事は、理事会において正会員の中から選任する。

2. 理事長・副理事長・常務理事・専務理事は、理事の互選とする。

3. 監事は、総会において正会員の中から選任する。

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5. 監事は、理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 常務理事及び専務理事は、法人の常務を執行することとし、副理事長に事故があるとき又は理事長・副理事長が欠けたときは、常務理事、専務理事の順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設けることとし、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任命する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種類とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を記載した書面により招集があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 項の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものと同みなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 入会金及び会費の額

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要を認めたとき。

(2) 理事総数の5分の4以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した事項は、前条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益 ✓
- (6) その他の収益 ✓

第7章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2項の事由により開催するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表(1)のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費について、第8条の規定にかかわらず、別表(2)に掲げる額とする。x
7. この定款は、平成24年 月 日から施行し、平成24年 月 日から適用する。x

24 → 25

別表(1) 設立当初の役員

理事長 佐藤 至英
副理事長 小澤 利夫

副理事長 田中 宏之
常務理事 藤井美方子
専務理事 佐藤 京子
専務理事 菅原 成子
監 事 金一 弘幸

別表（２） 設立当初の会費

①正会員 入会金：10,000円 年会費：1口10,000円で1口以上。
②賛助会員 団体 入会金： 0円 年会費：1口10,000円で1口以上。
個人 入会金： 0円 年会費：1口6,000円で1口以上。